

サンプルショールーム (非食品)

ご応募の流れ

2024年6月

ジェトロ 海外展開支援部 中堅中小企業課

目次

はじめに

お申込ステップ

STEP1: 事業への参加お申込

STEP2: Japan Streetへのご登録

STEP3: 商品IDのご登録

お問い合わせ先

はじめに

サンプルショールーム(非食品)事業の参加対象は
下記いずれかに該当する事業者様です。

「新規輸出1万者支援プログラム」登録企業
(無料・いつでも登録可)

2024年度 **「新輸出大国コンソーシアム事業」**
ハンズオン支援 採択企業
(原則無料・審査あり)

応募段階で上記どちらにも該当しない方は
「新規輸出1万者支援プログラム」にご登録のうえ、お申込STEP1にお進みください。

注意!

STEP1～STEP3を正しい順で各期日までに完了いただけない場合、
お申込を受付できかねますので予めご了承ください。

お申込ステップ

STEP

1

サンプルショールーム事業への参加お申し込み
ジェトロ・イベント情報のウェブサイトより
詳細ご確認のうえお申込ください。

STEP

2

ジェトロ招待バイヤー専用オンラインカタログ
“Japan Street”へのご登録
必ずサンプルショールームに応募する商品全てを
ご登録ください。

STEP

3

専用ページにて商品IDのご登録
Japan Street登録商品に付与される商品IDを指定フォームにご登録ください。

STEP① 事業への参加お申込み

ジェトロ・イベント情報のウェブサイトよりサンプルショールームの募集要項をご確認のうえ、「イベント申し込み」ボタンよりお申込みください。

STEP1で登録完了後、2~3営業日でご登録のメールアドレス宛にSTEP2のご案内をお送りします。

STEP② Japan Streetへのご登録

「Japan Street」とは…

Japan Streetはジェトロが招待した海外バイヤー（海外に販路を持つ国内のバイヤーを含む）専用のオンラインカタログサイトです。**サンプルショールームに応募される皆様にはJapan Streetへの登録をお願いしております。**

Japan Streetの詳細はこちらよりご確認ください。

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/

《登録方法》

STEP1で登録完了後、2~3営業日でご登録のメールアドレス宛にSTEP2のご案内をお送りします。

Japan Streetへ初めてご登録される方：メールに記載の新規登録用URLより企業・商品情報をご登録ください。

Japan Streetにご登録済みの方：メールに記載の登録情報確認用URLより内容をご確認のうえ、必要に応じて修正・追加登録等ご対応ください。

《留意事項》

サンプルショールームに応募するすべての商品※をJapan Streetに漏れなくご登録ください。本STEPで登録漏れ等あった場合、次のSTEP3が完了できなくなりますのでご注意ください。※応募可能な商品数は開催地により異なります。募集要項をご確認ください。

STEP③ 商品IDの登録

STEP2登録期日の3-4営業日後、応募者の皆様宛てにSTEP3のご案内メールを送付します。

メールには以下が記載されています。

- Japan Streetに登録済みの商品ID一覧(csv形式)のダウンロード用URL
- 商品ID登録用ウェブサイトのURL

商品ID一覧より、サンプルショールームに応募したい商品のIDをお控えいただき、登録用ウェブサイトにご登録ください。

STEP3のご登録をもって参加お申込完了となります。

《サンプルショールームについて》

ジェトロ 海外展開支援部 中堅中小企業課

Mail: odb-seikou@jetro.go.jp

《Japan Streetについて》

デジタルマーケティング部 プラットフォームビジネス課 Japan Street事務局

●よくある質問

https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/japan_street/pdf/20231218_FAQ.pdf

●お問合せフォーム

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/js_inquiry

JETRO
Japan External Trade Organization

 **JapanStreet**